

## 生活困窮者自立支援金(初回)支給期間における求職活動について

自立支援金の再支給は、初回の支給期間に誠実かつ熱心な求職活動を行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難な方が対象となります。

具体的には、自立支援金の初回支給決定後に指定したいずれの月においても以下のすべての求職活動要件を満たしていることが必要です。

つきましては、求職活動の状況について該当するものにを入れてください。

### ◆求職活動要件

- ・月1回(※月2回)以上、公共職業安定所(ハローワーク)で職業相談等を受ける
  - ・原則月1回(※週1回)以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- ※ 令和4年4月25日以前に、初回支給分にかかる求職活動期間が該当する場合

### 1 指定したいずれの月においても求職活動要件を満たす活動ができた

はい(以下の設問は回答不要です。)

いいえ(回数不足を含む。以下設問に回答してください。)

▶ 再支給の申請にあたって、**今後は求職活動要件を満たす活動を行いますか。**

活動を行う(2に回答してください。)

活動を行うことはできない(再支給は対象外となります。)

### 2 求職活動要件を満たす活動ができなかった理由(複数回答可)

支給決定後に自身の体調不良もしくは親族の介護等により、予定していた求職活動を行うことができなかった。

(再支給申請時に引き続き求職活動が行えない場合、再支給は対象外です。)

決定後に就職が決まり(自営業の収入回復を含む)、活動を行う必要がなくなった。

求人先等の都合により、応募や面接等を行うことができなかった。

初回申請時から継続している仕事の収入増を図る活動をしていた。

(現に仕事がある方でも、副業等により一定の収入増を図るための活動が必要となります。求職活動要件を満たしていれば、転職まで求めるものではありません。)

緊急事態宣言等発令に伴う感染拡大防止のため、ハローワークや求人先への面接等に行くことができなかった。

ハローワークや求人先に電話等したが、混雑等相手方の都合でつながらなかった。

職業訓練を受講していた(職業訓練受講給付金を受給している場合、再支給は対象外です)

上記項目以外の場合、以下に記載してください。

(

(宛先) 港区長

上記報告に虚偽がないことを申告します。

氏 名:

住 所:

電話番号:

)